

■トライくるみん認定とは

○令和4年4月からスタートした新しい認定制度です。

○認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定と同じように、トライくるみんマークを、商品、広告、求人広告などに付けることができ、子育てサポート企業であることをPRできます。さらに、公共調達の加点評価等を受けることができます。
(39、40ページ参照)



「トライくるみん」

○認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要があります。

○トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

○認定を希望される場合、行動計画の内容が認定基準に合致するかどうか等ご不明な点があれば行動計画策定時に都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

■トライくるみん認定基準

認定基準1

～

認定基準4

くるみん認定の認定基準1～4と同じです。(9～11ページ参照)

認定基準5

次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上であること。

○以下のように計算してください。

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した者の数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} \geq 7\% \quad (\text{小数第1位以下切り捨て})$$

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

○以下のように計算してください。

$$\frac{\left. \begin{array}{l} \text{計画期間内に} \\ \cdot \text{育児休業等を取得した者の数 (少なくとも1人以上)} \\ \cdot \text{企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の数} \end{array} \right\} \text{の合計数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} \geq 15\% \quad (\text{小数第1位以下切り捨て})$$

○「育児休業等」とは、くるみん認定の認定基準5と同様です。（12ページ参照）

労働者数が300人以下の一般事業主の特例

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）
- ② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

認定基準6

計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

○以下のように計算してください。

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した者の数}}{\text{計画期間内に出産した者の数}} \geq 75\%$$

（小数第1位以下切り捨て）

○「育児休業等」とは、くるみん認定の認定基準5と同様です。（12ページ参照）

労働者数が300人以下の一般事業主の特例

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たします。

認定基準7

～

認定基準10

くるみん認定の認定基準7～10と同じです。（14、15ページ参照）

■トライくるみん認定の申請手続き

○認定基準の1～10をすべて満たしたら、トライくるみん認定の申請をしましょう。

○トライくるみん認定の申請は、「基準適合一般事業主認定申請書」（様式第二号）に必要な書類を添付して、郵送、持参、電子申請のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に申請してください。（様式の記入方法は45～48、51ページ参照）

○申請書に添付する書類は、16ページの表のとおりです。※⑥男女の育児休業等取得率等について「両立支援のひろば」で公表を行っていることを明らかにする書類は不要です。なお、これら以外の書類についても、必要に応じてご提出いただく場合があります。